

## 使用の申し込み

### ● 申し込み開始日

- ・ 使用日の12ヶ月前の月の初日  
ただし、月の初日が土曜日、日曜日又は休日に当たる場合は、その翌日
- ・ 練習使用については、使用日の3ヶ月前の月の初日

### ● 受付時間 午前9時から午後6時まで

### ● 申し込み方法

使用の申し込みは、申込書に記入・署名していただく必要があります。劇場までお問い合わせください。

\* 施設の申し込み状況等は、電話やホームページで確認することができます。

\* 申し込みの際には、使用を希望する日時及び施設、催物の内容、入場料金等の記入が必要です。

### ● 連続使用期間

同一の人が連続使用する場合は、5日以内です。

### ● 申し込みの受付順位

使用申し込みの受付は、原則として先着順に行います。ただし、申し込み開始日の午前9時までに来館された方で使用希望日が重複した場合は、調整等を行い、調整ができない場合は抽選を行います。

### ● 使用の許可

原則として使用申し込み書を受理した日から1週間以内に決定し、お知らせします。

### ● 使用料

前納制ですので、使用許可書が届きましたら速やかに使用料をお支払いください。附属設備使用料は使用当日に精算してください。ただし、事前に附属設備の使用が明らかな場合は前納できます。

### ● 使用日の変更

使用日の変更は原則としてできません。ただし、次の場合は可能です。

- ・ 大ホール及び小ホール：使用日の30日前までであれば、その使用日の前後30日以内に変更することができます。
- ・ 会議室：7日前までであれば、1回に限り変更が可能です。

### ● キャンセル料等

- ・ 使用施設の一部を変更し減額になる場合でも、当初の使用料をいただきます。
- ・ 催物の取消しのキャンセル料は、次の日までお申し出いただいた場合は30%、それ以降の場合は100%となります。

大・小ホール 使用日前30日                      会議室 使用日前7日

## 許可・届出が必要なもの

### ● 物品の陳列、販売など

施設内や敷地内では、原則として物品の陳列及び販売、広告物の配布や寄付を募ったりすることはできません。ただし、催物に関連する販売や陳列等で、事前に劇場の許可を受けたものは除きます。

また特別な設備（仮設電話、無線機器等）を設置する場合も、事前に劇場の許可を受けてください。

### ● 火気を使用する場合 長岡消防署 ☎0258-35-2190（代表）

舞台上で火気を使用する場合は、あらかじめ長岡消防署に届け出て、許可を受けてください。

### ● 音楽等の著作権使用に関するもの (社)日本音楽著作権協会大宮支部 ☎048-643-5461（代表）

音楽等の著作物を使用する場合は、あらかじめ(社)日本音楽著作権協会への届出が必要です。